

身延町母子保健計画(案)に関する意見募集の結果について

- 本件に関する意見募集は終了しました。
- 令和7年1月7日(火)から令和7年1月24日(金)の期間、ご意見を募集した結果は次のとおりです。

実施したパブリックコメントの内容は下記のとおりです。

■趣旨

身延町では、平成30年度から子育て支援課に子育て世代包括支援センターが設置され、妊娠期から出産、乳幼児期、学童、思春期にかけてのライフステージにおいて切れ目ない支援を継続できるよう、計画的な事業の実施、関係機関との連携強化等を積極的に行ってきました。

母子保健における課題の要因として、子育てに関する価値観の多様化、核家族化、働く女性の増加、経済格差、家族の複雑な健康状態等多くが関係し、子どもの成長発達における支援、親の養育能力不足への支援、子ども虐待予防、経済的自立に向けた支援等多岐にわたる課題が明らかになっています。

これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、課題解決に向け第2期身延町母子保健計画(令和7年度～令和11年度)の策定を進めています。

この度、本計画の素案がまとまりましたので、広く町民の皆様のご意見やご要望を計画に反映すべく、パブリックコメント(住民意見)を募集いたします。

■第2期身延町母子保健計画(案)及び意見書

- ・身延町母子保健計画(案)
- ・身延町母子保健計画(案)に対する意見書(別紙1)

■意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤又は通学する方
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体
- ・その他意見手続きに係る事案に利害関係を有する方

■意見募集期間

令和7年1月7日(火)～1月24日(金)

■意見の提出方法

住所、氏名、ご意見等を明記し、直接公表場所にご持参または郵送いただくか、Eメール(hoiku@town.minobu.lg.jp)で身延町役場子育て支援課へ提出してください。なお、住所、氏名の記載がないものは取扱いしません。

■記載要領

1. 「氏名」、「住所」欄は必ずご記入ください。氏名、住所などの個人情報を公表することはありません。
2. 「項目・意見」欄は、できるだけ具体的にご記入ください。意見の主旨が不明なものや、本計画に関する意見でないものについては、意見として取り扱うことが難しい場合があります。また、類似するご意見等は、まとめて公表することがあります。

■公表場所

- ・町ホームページ
- ・子育て支援課、身延支所、下部支所、久那土出張所、古閑出張所

■意見への対応

寄せられたご意見に対する町の考え方は後日町ホームページで公表します。

(ご意見に対して個別に回答は行いません。)

また、以下に該当するご意見については町の考え方の公表は行いません。

- ・個人又は法人の誹謗・中傷に関するもの
- ・本計画に関連のないもの
- ・意見聴取の対象者でない方からのもの
- ・住所、氏名を明記していないもの
- ・公表することにより、他に重大な影響を与えると実施機関が判断するもの

■提出先・問い合わせ先

子育て支援課 母子保健担当

住所 〒409-3304 南巨摩郡身延町切石 117-1 中富すこやかセンター内

電話番号 0556-20-4580 E-mail / hoiku@town.minobu.lg.jp

第2期身延町母子保健計画 パブリックコメント結果・修正

■受付意見数

78名から55件の意見がありました。

ご意見をいただきました皆様には貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

■意見の内容及び意見に対する町の考え方

該当のページ・項目は全て以下のとおりになります。

◆ページ：33ページ

◆項目：【妊娠期から思春期における歯科保健対策】

	意見
1	学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものであり、学校での集団フッ化物洗口には反対する。 学校において実施しないことを明記していただくことを要望する。
2	学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものであり、学校での集団フッ化物洗口には反対する。 学校において実施しないことを明記していただくことを要望する。 むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと考える。
3	「見合せています」「フッ化物洗口事業の継続実施」とありますが、学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯磨き指導で培っていくものであり、学校での集団フッ化物洗口には反対します。学校においては、実施しないことを明記していただきますよう要望します。
4	フッ化物洗口事業の継続実施が気になります。 学校における歯科保健の取り組みは、毎日の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものであり、薬剤などフッ化物を使つての歯科保健には、疑問を感じます。 学校での集団フッ化物洗口には、反対します。学校において実施しないことを明記していただくことを要望します。
5	学校においての「歯と口の健康づくり」は、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で十分かと思えます。学校での集団フッ化物洗口には反対します。 学校において実施しないことを明記していただくことを要望します。 万一の事故も心配ですし、それを防ぐための先生方の負担も大きいと思えます。
6	学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯みがき指導や食育などの保健教育で培っていくものであり、人生における基礎となる力を育てるものです。 そのため学校での集団フッ素洗口には反対します。学校において実施しないことを明記していただくことを要望します。
7	コロナ禍以前から学校における集団フッ化物洗口の見直しを求めてきました。学校における歯と口の健康づくりは、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っています。 むし歯予防としてのフッ化物の利用は、保護者の責任において、個別に行うもので、学校で集団を対象に行うものではないと思えます。事業計画の内容に、学校における集団フッ化物洗口をしない旨を明記していただきたいです。
8	日々の歯みがき指導などで歯と口の健康づくりを培っていくこと、また、フッ化物洗口が学校業務の負担となる観点からも、学校での実施は反対です。
9	学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものであり、学校での集団フッ化物洗口には反対します。学校において実施しないことを明記していただくことを要望します。 むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えます。 むし歯予防としてのフッ化物の利用は家庭で行う場合についても、教職員の多忙解消の観点から、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を重視し学校での仕事以外の業務を入れないよう、学校を通さずに実施するよう要望します。
10	現在、学校では「歯と口の健康づくり」として、歯磨き指導や日々の保健指導、食育等の場面で養護教諭や栄養教諭が中心となり、全職員が精力的に取り組んでいます。 このような状況の中で、これらの今までの指導に加えて、集団フッ化物洗口の業務まで加わってしまうと、学校教職員は業務過多で非常に苦しい状況となってしまいます。 フッ化物洗口は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべき物だと考える。 そのため、私は学校における集団フッ化物洗口には、強く反対する。
11	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象にすべきではない。
12	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものでありません。学校において実施しないことを明記していただくことを要望します。
13	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任において、個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えます。学校において実施しないことを要望します。 また、教職員多忙解消の観点からも、フッ化物洗口の業務は教育活動以外の業務と考えるので、学校・教職員が、フッ化物洗口業務に携わらないことを要望します。
14	フッ化物の利用は歯科医師の指示の元、保護者の責任において個別に行われるべきものであると考えます。 学校での集団フッ化物洗口には反対します。集団を対象に行う物ではないと考えます。
15	虫歯予防という点で、フッ化物洗口自体は、良いと考えます。しかし、保護者の責任において、個別に行われるべきだと思います。よって、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えます。
16	フッ化物洗口事業の継続実施と関係機関……とあるが、フッ化物の使用については、歯科医師指示のもと、保護者の責任において行われるべきものであり、また、学校の業務の多忙化の観点から集団では行うべきでないと考えます。 学校で行うべきことと家庭で行うべきことを明確に分けるべきである。
17	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものと考えます。歯科医師や歯科衛生士等の専門家がするような行為を学校教育の中で教職員が行うことには不安があります。 万が一濃度を間違ってしまうことがあったら、責任を負えません。その理由から、学校においてフッ化物洗口を実施しないことを明記していただくことを要望します。
18	むし歯予防としてのフッ化物洗口には反対します。 なぜなら、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと思うからです。もし、実施するのであれば、学校を通さずに実施するよう対応をお願いします。

	意見
19	<p>小中学校でのフッ化物洗口継続実施に反対。 歯科保健は健康づくりに重要だと思うが、歯科医師の指示の下、各家庭で行うべきものであり、学校で集団を対象に実施するべきものではない。 学校や教職員が担う業務ではなく、教職員の多忙解消の観点からも、学校を通さずに実施するよう要望する。</p>
20	<p>フッ化物洗口事業の継続実施と、関係機関、地域組織とも連携を図り、歯の健康について普及啓発を図りますとありますが、この関係機関に小中学校が入るのでしょうか。 だとしたら、フッ化物洗口事業には反対します。今までのように、学校で実施することが継続と言うならば、ますます反対です。 フッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任で個別に行うものだと思います。集団で、学校で実施するものではありません。</p>
21	<p>『現在、小中学校ではフッ化物洗口事業は実施を見合わせています』とありますが、P33の内容では今後の『フッ素化合物洗口事業の継続実施』を明記しています。これは、今後も教職員による実施を意味していると思います。 しかし、虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもとで、保護者の責任において行われるべきものです。医療行為となるため、学校で教職員が実施すべきではないと考えます。学校外での実施を強く要望するとともに、その明記をお願いします。</p>
22	<p>むし歯予防としてのフッ化物の利用は、家庭で行うものであり、学校を通さずに実施するよう要望します。</p>
23	<p>食育で歯みがき指導も行っています。(食後の歯みがきの重要性について) フッ化物の利用は、歯科医師指示のもとで、個別に行うものと考えます</p>
24	<p>フッ化物洗口は、強制力が強く学校で行っていいのか疑問がある。歯科医師指示のもとで、保護者の責任において行われるべきものである。 学校において実施しないことを明記していただくことを強く要望する。</p>
25	<p>学校における教育活動の中でフッ化物洗口をすることは反対です。 歯科医師の指示のもと、各家庭の判断で実施されるべきだと考えます。</p>
26	<p>いつも丁寧な対応、取り組みをありがとうございます。「フッ化物洗口を見合わせています。」という文面が気になりました。今後再開を見込んでいるような文面と捉えられます。 虫歯予防のフッ化物の利用は、保護者の責任で個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えます。 「フッ化物洗口」という業務は学校現場で行う「教育活動」ではないと思います。フッ化物洗口業務をする時間があれば、様々な背景を持った子ども達の心と向き合う時間を優先したい、教師としての仕事をしたいと思います。 そのため、事業計画の内容に学校における集団フッ化物洗口はしないと明記してほしい。</p>
27	<p>フッ化物洗口そのものには反対していません。 ただし、次の課題点から「学校での集団洗口」に反対します。 ・用法・用量に厳しい制限のある薬品を専門の設備のない学校施設で、養護教諭がその都度調整するのは、大きな負担がある。 ・「食後に実施」かつ「洗口後30分間は、水等の飲用不可」「望ましい姿勢を保持して洗口」など、用法が厳密であるため、担任等の職員の直接指導が必要。そのため、洗口のための時程の設定と、人的配置、事前・事後の準備、片づけ、児童対応など、希望者のみとはいえ、全職員での対応となる。 ・医師の指導のもと、家庭にて保護者の責任で行うべきことを学校で行うことは違和感。</p>
28	<p>学校において、薬を使ってむし歯予防をすることは、学校教育ではありません。そして、それを行うことは、教職員の職務ではありません。 むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものです。 学校現場での集団フッ化物洗口が再開されないことを強く要望いたします。 そして、「学校ではフッ化物洗口を実施しない」という事を事業計画に明記していただきたいと思います。</p>
29	<p>引き続き「学校での集団フッ化物洗口」の実施の見合わせをお願いします。 理由は、学校の教育活動の中で行う必要のないものであり、学校は、歯みがきや食育などの保健教育を行っている。医薬品を用いたフッ化物応用は、歯科医師のもと地域や保護者の責任で個別に行うべきものとする。地域や学校の、保護者の役割がそれぞれあり、学校を通して事業を継続することはやめてほしいです。学校での集団でフッ化物応用は行う必要はないと思いますので、学校とは切離してください。 町として事業の継続実施を反対しているという訳ではなく、学校を介して、学校の教職員は行う業務としないこと。</p>
30	<p>「見合わせています」「フッ化物洗口事業の継続実施」とありますが、学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯磨き指導で培っていくものであり、学校での集団フッ化物洗口には反対します。学校においては、実施しないことを明記していただきますよう要望します。またフッ化物の利用を家庭において行う場合に、学校および教職員が担う業務の明確化・適正化を重視し、学校での仕事以外の業務を入れないように学校を通さずに実施することも重ねて要望いたします。</p>
31	<p>むし歯予防としてのフッ化物の利用は家庭で行う場合についても、教職員の多忙解消の観点から、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を重視し学校での仕事以外の業務を入れないよう、学校を通さずに実施するよう要望する。</p>
32	<p>むし歯予防としてのフッ化物の利用は家庭で行う場合についても、教職員の多忙解消の観点から、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を重視し学校での仕事以外の業務を入れないよう、学校を通さずに実施するよう要望する。また、学校では実施しないことを明記していただきたい。</p>
33	<p>教職員の多忙解消の観点から、学校での仕事以外の業務を入れないよう、学校を通さず実施するよう要望します。</p>
34	<p>むし歯予防としてのフッ化物利用は、保護者の責任で個別に行われるべきもので、学校で行うべきものではないと考えます。 また、教員の多忙解消の観点からも、学校を通さず実施すべきだと思います。</p>
35	<p>むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと保護者の責任において個別に行われるべきものであり、学校で集団を対象に行うべきものではないと考えます。教職員の多忙解消の観点からも学校を通さずに実施することを要望します。</p>
36	<p>学校では、日々歯みがき指導や食育などの活動を行っていますので、学校での集団フッ素洗口には、強く反対します。 また、むし歯予防としてのフッ化物利用を各家庭で行う場合であっても、学校を通さずに実施するよう要望します。教職員の多忙化を解消していく上でも、この業務は、学校及び教職員が担うものではないと考えます。</p>
37	<p>職員の勤務時間、休憩時間が考えられているのか。 給食後は、休憩時間だ。休憩中の職員に実施させる訳はないと思うが。アレルギー対策等安全面の管理がある中、どのタイミングで行うのか伺いたい。 物理的に不可能なので反対。</p>
38	<p>学校での集団フッ化物洗口に反対である。学校現場の多忙化や教職員の業務の明確化と適正化の観点から、虫歯予防を目的としたフッ化物洗口は歯科医師の指導と保護者の責任で行われるべきであるとする。コロナ禍以前のような方法ではなく、学校を通さない実施とするよう要望する。</p>

意見

	<p>『現在、小中学校ではフッ化物洗口事業は実施を見合わせています』とあります。しかし、以降のページでは『また、フッ化物洗口事業の継続実施と、関係機関、地域組織とも連携を図り、…』と続いている。これは今後も小中学校での実施を決定している内容であると読み取れます。</p> <p>39 虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもとで、保護者の責任において行われるべきものです。教職員の多忙化解消が急務となっている今日、その業務の明確化や適正化が必要不可欠です。よって、学校では各家庭に実施を呼びかける通知の配布に留め、学校で教職員がフッ化物洗口そのものを実施すべきではないと考えます。その旨を明記していただくとともに、学校外での実施を強く要望します。</p>
<p>40</p>	<p>むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象にすべきではないと考えます。</p> <p>また、どの学校でもいじめや不登校等、多様で複雑な課題と向き合っています。子どもたちのSOSを見逃さないために、心のケアのために教職員がおちついて穏やかに子どもたちと向き合えることが大切です。教職員の多忙化が深刻化な社会問題となっており、教職員が担う業務の精選が行われている中、業務を増やさないことを要望します。</p> <p>教職員の本務に専念し、学校での歯科保健対策は、はみがき指導や食育などの保健教育を行っていきます。</p> <p>また、フッ化物洗口を家庭で実施する場合も、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を重視し、学校を通さずに実施されることを望みます。</p>
<p>41</p>	<p>教職員の多忙化解消の視点より、学校を通さずに実施するよう望みます。</p>
<p>42</p>	<p>子どもたちの歯の健康を守るとうとする町の取り組みには感謝しております。</p> <p>ただ、学校現場では少ない人数で多数の子どもたちのフッ化物洗口を見守ることになります。うっかりのみこんでしまったり、吐き出してしまったりすることが起きないとも限りません。</p> <p>家庭で保護者の見守りのもとで行う方がより安全で効果が期待できるものと思いますので、ぜひそのような方向でご検討をお願いします。</p>
<p>43</p>	<p>学校における「歯と口の健康づくり」では、日々の歯磨き指導や食育の時間などで、培っており学校での集団フッ化物洗口の再開には反対します。学校において実施しないことを明記していただくことを要望します。</p> <p>また、教職員の多忙常態化の解消の視点から学校での仕事以外の業務を入れないよう、学校を通さない形で実施するよう要望します。そのため、事業計画の内容に学校における集団フッ化物洗口はしないことを明記していただくことを強く要望します。</p>
<p>44</p>	<p>以前行われていた学校でのフッ化物洗口は、薬剤の保管、洗口液の調剤・管理、洗口の実施等が学校職員に一任されていました。実施上の安全性が確保されていないなか、学校職員が通常外の仕事を行うことがないように要望します。</p>
<p>45</p>	<p>フッ化物の利用をすること自体には反対いたしません。学校における集団フッ化物洗口には反対いたします。学校では、業務の削減などの働き方改革を積極的に行っています。フッ化物は、用法用量を適切に守っていかないと重大事態に発展する場合があります。激務の中そのような業務が入ってくると職員は、心身ともに疲弊し、本来やらなければならない業務にまで手が回らないこともあります。そのため、学校においては、集団フッ化物洗口を実施しないことを明記していただきますよう要望します。また、保護者や地域住民に案内などを出す場合は、学校で実施しているかのような文言は避けていただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>46</p>	<p>新型コロナウイルスの扱いが5類に変わり教育現場の様々な活動は、コロナ禍前に戻りつつあります。しかしながら、コロナやインフルエンザの感染拡大が無くなったわけではなく、今も尚、現場では様々な対応が求められ追われています。</p> <p>今の状況で再び、集団フッ化物洗口を学校現場に持ち込むのは、現実的ではありません。希望者は、保護者の責任の元、関係機関で実施すべきだと考えます。</p>
<p>47</p>	<p>フッ化物洗口事業の継続実施は、どのような取り組みを行っていくのでしょうか。</p> <p>感染症の感染拡大を防止するために集団で行うことができずいた状況ならば、今後も集団で行うことは難しいと思います。</p> <p>感染拡大の恐れがある保育園や学校現場での実施は、職員の負担にもなりますし、多忙で実施できない機会も増えるので、薬は家庭の管理のもと、家庭で行うことが安全で効果的な取り組みになると思います。確実に実施するのであれば、保護者の意識を高めて、家庭で就寝前に行うような取り組みや体制を整えていく方が効果的であると思います。</p>
<p>48</p>	<p>フッ化物洗口事業の継続実施は、今後も集団で行うのでしょうか。</p> <p>コロナなどの感染症が流行して、洗口を見合わせている状況があるのなら、このまま集団で行うことが困難だと思います。</p> <p>インフルエンザを含めいろいろな感染症が流行しています。実施できない状況が、今後もあると思います。</p> <p>また、多忙であるといわれている学校現場などでは、実施できない時もあると思います。</p> <p>確実に実施するのであれば、保護者の意識を高めて、家庭で就寝前に行うように取り組みや体制を整えていく方が効果的であると思います。</p>
<p>49</p>	<p>学校における歯に関する保健教育は、歯みがき指導を中心に培っていくものであると考えます。</p> <p>フッ化物の利用は、保護者の責任において歯科医師指示のもと行われるべきものだと考えます。</p> <p>現在、新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザ、その他の感染症が流行し、これからもその状況は変わらないと思います。</p> <p>集団でのフッ化物洗口には反対します。</p> <p>また、学校に教育活動以外の業務を入れないという視点からも学校でのフッ化物洗口は実施しないよう要望します。</p>
<p>50</p>	<p>集団でフッ化物を口に含んで、手洗い場に吐き出すということをするのですから、コロナ感染症が広がった時期にフッ化物洗口を中止したことは当然の判断だと思います。インフルエンザなど、感染症の流行には、子どもの集まる学校や保育園、幼稚園では、クラスターの発生が危惧されます。</p> <p>あえて、そのような場で、フッ化物の集団洗口をする必要があるのでしょうか。</p> <p>医薬品を使った医療行為ということであれば、それぞれの家庭の判断で、歯科医で行えばよいことだと思います。</p> <p>また、安価な試薬を歯科医師の、あるいは薬剤師の裁量で目的外使用するようなことがあるとしたら、その安全性は、誰が担保してくれるのでしょうか。</p>
<p>51</p>	<p>学校の給食から清掃、昼休みを挟んで午後の授業までの時間は、大変忙しいです。給食の食べる時間も確保できて20分前後。高学年児童は、急いで片付けて委員会活動へというようなこともしばしばあります。その慌ただしさの中で、個々の子どもが安全に、かつ確実に洗口を行うことを保障するというのは、容易なことではありません。</p> <p>その意味で、各家庭がそれぞれの判断と責任で実施することが望ましいと思います。</p>
<p>51</p>	<p>いつも住民の健康福祉を優先に考えていただき、本当にありがたく思っています。</p> <p>学校現場においては、子どもたちが未来を自分自身で考えて心身ともに健康に過ごせるような知識や実践力を習得していくことが第一ではないかと考えます。人の一生の中で予防歯科はとも大切です。しかし、学校現場で教育として実践すること、管理が必要となるような薬を用いて希望者に一律に実施することは違うのではないかと思います。必要ならばフッ素塗布も含めて、個人で保護者の管理のもとでの実施を考えていくことが望ましいと考えます。学校での取り組み、家庭も含めて個人での取り組み、両輪での歯科保健の取り組みをぜひ希望します。</p> <p>多様性・個人の尊重など学校現場はますます複雑化してきています。今までのことをするのが当たり前という考えではなく、これからの子どもたちに必要な事業や行動計画をぜひお願いします。</p>
<p>52</p>	<p>初めて読む方には、全小中学校で全員が「フッ化物洗口」をしていたように受け取れます。実施は希望者のみであり、フッ化物洗口を希望しない保護者も一定数はいます。</p> <p>「フッ化物洗口」に関しては、賛成意見と反対意見があり、100%安全で効果があるとはいえないと思います。</p> <p>賛成で希望するのであれば、各家庭で個人的に実施することがよいのではないのでしょうか。</p> <p>学校現場で一斉に行うことには賛成できません。</p>

意見	
53	「令和2年度から小中学校ではフッ化物洗口を見合わせています。」との表記がありますが、小中学校では再開を待っているとも取りかねません。教育活動、保健指導に医療行為は出来ませんので、文面の変更を希望します。
54	関係機関に学校が含まれないことを希望する。
55	学校における集団フッ化物洗口に反対します。理由は以下の三つです。 一つ目は、万一、児童に事故があった際に責任を負いかねるということです。児童の命を守ることは、我々教職員にとって大前提です。少しでもその危険性があるのであれば、控えるべきだという考えです。 二つ目は、教職員の負担感です。教職員の本分は、子ども達を教育することです。学校における集団フッ化物洗口は、教育活動ではないと考えます。 以上の2点の理由から、学校における集団フッ化物洗口に反対します。
意見に対する町の考え方（対応）	
<p>いただいたご意見を基に修正し、身延町子ども・子育て会議にて審議をしていただきました。その結果、次のとおり修正いたしました。</p> <p>「また、フッ化物洗口事業の継続実施と、関係機関、地域組織とも連携を図り、歯の健康について普及啓発を図ります。」を「また、歯の健康について普及啓発を図るとともに、十分に配慮したうえで希望する者に対してフッ化物洗口を行います。」に修正します。</p> <p>【担当課：子育て支援課】</p>	